

第9回宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 次 第

1. 日時 昭和49年5月1日（水）
午後2時～4時

2. 場所 宇宙開発委員会会議室

3. 議題

(1) 宇宙開発に関する基本計画について（報告）

(2) 国連宇宙空間平和利用委員会

直接放送衛星作業部会第5会期会合について

報告者

成蹊大学教授

郵政省電波監理局有線放送課長

山本草二

鎌原 徹

4. 資料

委9-1 第7回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨

委9-2 宇宙開発に関する基本計画

委9-3 国連宇宙空間平和利用委員会直接放送衛星
作業部会第5会期会合の概要

委 9-1

第7回宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 要 旨

1. 日時 昭和49年4月17日（木）
午後2時～4時
2. 場所 宇宙開発委員会会議室
3. 議題
 - (1) 宇宙開発計画の見直しについて
 - (2) インテルサット第1回締約国総会について（報告）
4. 資料

委7-1 第6回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨
 委7-2 宇宙開発計画の見直しについて（案）
 委7-3 インテルサット第1回締約国総会

5. 出席者

宇宙開発委員会委員	山 県 昌 夫
"	網 島 毅
"	八 藤 東 禧
説明者	
郵政省電気通信監理官	浅 見 喜 作

関係省庁職員等

科学技術庁研究調整局宇宙開発参事官	山 野 正 登
運輸省大臣官房参事官	佐 藤 久 衛 (代理：小林)
気象庁総務部長	岩 田 弘 文 " " : 池田)
郵政省電波監理局審議官	市 川 澄 夫 (" : 高橋)
建設大臣官房技術参事官	宮 崎 明 (" : 田中)
郵政省電気通信監理官室	佐谷戸 正 夫
海上保安庁政務課	大 成 隆
東大宇宙航空研究所	高 瀬 修
宇宙開発事業団	高 木 邦 寛

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長	松 元 守
" 宇宙国際課長	松 原 伸 一
" 宇宙開発課長	今 村 宏 他

6. 議事要旨

- (1) 前回議事要旨
第6回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨が確認された。
- (2) 宇宙開発計画の見直しについて
事務局から標記の件について、資料委7-2に基づいて説明が行われ、以下の質疑応答が行われたのち、「宇宙開発計画の見直しについて」が原案どおり決定された。

八藤：関係省庁における宇宙開発研究進捗状況のヒアリング日程はどうかっているのか。

事務局：次回委員会から4回に分けて行う予定である。

八藤：ヒアリングと見直しに関する要望事項の提出との関係はどうかっているのか。

事務局：ヒアリングを先に行うこととし、要望事項については5月末日までに提出を求めることとしている。

八藤：要望事項の詳細については、審議方針の決定前に委員に十分説明されたい。

網島：宇宙開発は長期的なプロジェクトであり、その検討には時間がかかるので通信、放送衛星のように急に要望が提出されることのないよう留意されたい。

事務局：そのようにしたい。

(3) インテルサット第1回締約国総会について

郵政省の浅見喜作電気通信監理官から、標記の件について資料委7-3に基づいて報告が行われたのち、以下の質疑応答が行われた。

網島：日本が米国の海事衛星システムを支持した理由は何か。

浅見：米国の衛星打上げに関する実績を評価したためである。

網島：日本がイギリス案を受け入れなかつた理由は何か。

浅見：再度報告を求めることにより、海事衛星システムがその間不安定な立場におかれること及びインテルサットが具体的な海事衛星業務の計画を持っていないので経済的な損害の問題は起こり得ないと考えたためである。

八藤：本総会で何らかの認定を行い、手続き上悪い前例を作らないという配慮もあつたものと思われる。

網島：日本の静止気象衛星の打上げに際しても、協定第14条に基づき協議を必要とするのか。

八藤：GARP計画に使用する衛星は実運用ではないので協議を必要とする。米国の気象衛星については今回の総会で承認を得られたと考えられる。

なお、インテルサット協定については、国内的にはまだ暫定協定の延長という気持が強いように思われるが、このような考えを改め、関係省庁間の連絡を密にする等その取扱いに最善を尽くされたい。

委 9-2

宇宙開発に関する基本計画

昭和49年4月10日

内閣総理大臣

我が国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定める。

記

近年、宇宙技術の急速な発達により、宇宙空間は、人類の新たな活動領域として登場してきており、近い将来において宇宙空間の真相の究明、開発及び利用が学術の進歩、国民生活の向上及び産業経済の発展に不可欠のものとなることは明らかである。

このような情勢に対処するため、我が国においても関係各界の総力を結集して本格的に宇宙開発に取り組むこととし、次に掲げる方針に沿ってその開発を推進するものとする。

なお、開発の実施は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画（昭和48年度決定）に基づいて行うものとする。

1. 科学観測を行う科学衛星及び電離層観測、衛星通信、気象観測等を目的とした実用衛星を研究及び開発するとともに、これらを打ち上げるためのロケットを開発する。
2. 人工衛星及びロケットの開発、打上げ、追跡等に必要な施設を整備する。特に実用を目的とした各種の衛星、これらを打ち上げるためのロケット等に共通して使用しうる大型試験施設等については可能なかぎり集中的に設置する。
3. 開発体制について、宇宙開発委員会の総合調整の下における一元化の体制を一層強化する。関係各機関は、宇宙開発委員会

の方針に沿って、その役割に応じ相互の協力を維持しつつそれぞれの体制を整備する。開発の実施の中核的機関たる宇宙開発事業団は、その機構の充実強化に努める。

4. 開発を進めるに当たっては、進捗状況の把握及び成果の評価を行いつつ、計画の管理を合理的に行う。
5. 開発を効率的に進めるため、自主技術の育成に留意しつつ海外技術の有効な活用を図る。また、開発の推進を通じて、国際的な友好を促進する見地から、国際協力を積極的に行う。
6. 将来の宇宙開発の進展に備えて、先行研究及び関連分野の研究を総合的かつ計画的に行うとともに、人工衛星の新たな利用分野について積極的に調査を行う。
7. 開発を進めるに当たっては、人材の養成、情報流通の促進及び普及啓発に努めるほか利用者機関の協力の確保等必要な施策を講ずる。
8. 宇宙開発には、今後多額の資金を要するので、その効率的な運用を図る。

国連宇宙空間平和利用委員会直接放送衛星作業部会
第5会期会合の概要

1 会期、参加国等

(1) 会期、場所

1974年3月11日 ~ 22日 ジュネーブ、パレナシオン

(2) 参加国等

31か国（宇宙空間平和利用委員会の構成国は37か国）、UNESCO、ITV、

WIPO、ESRO、COSPAR、EBU、OTI

(3) 今回の作業部会の任務

直接テレビジョン放送のための国家による人工衛星の利用に関し、法律小委員会の作業のための具体的な勧告を作成する目的で、その原則を検討すること。

2 会議の経過

(1) スウェーデン代表 Mr. Rydbeck を議長として開会され、議長の開会声明、各国

代表の一般声明の後、人工衛星による直接テレビジョン放送に関する法的政治的

問題の検討に主眼をおいて審議を開始した。

従来直接放送衛星に関する諸原則の審議に慎重な態度を取っていた

アメリカが独自の原則案を提出して審議に応ずる姿勢を示したこと、ソ連が

条約案に代えて原則案を提出するなど従来よりも若干柔軟な態度に出た

ことなどにより、原則に関する実質的な審議が今回初めて行われることとなった。

(2) 今回の作業部会の宇宙空間平和利用委員会に対する報告書の草案を作成する

ため、インド代表 Mr. Vellodi を議長とする起草委員会 (Drafting Group) が設け

られたが、その構成国は作業部会と全く同じであり、原則等に関する実質的な検討

は主としてこの起草委員会で行われることとなった。

なお、報告書の草案の技術的経済的問題に関する部分については、起草委員

会は非公式な作業班 (Working Party) を設けてこれに作業を行わせることとした。

(3) 起草委員会で最も議論が集中したのは衛星による直接テレビジョン放送を律

する原則案に関してであり、これに時間の大部分をあてることとなった。

各国はおおむね従来の主張を繰り返し、歩み寄りほとんど見られず、起草委

員会の作成した報告書の草案は、種々の見解を併記する形となった。

(4) 作業部会は起草委員会の作成した報告書の草案に若干の修正を加えてこれを採

択した。

なお、技術的経済的問題に関する作業班は、1969年の作業部会第1会期報

告書の関係部分を現行化することを主な作業とし、その結果は報告書の付属書として

添付されることとなった。

3 審議の様相

(1) 起草委員会における原則案の検討は、主としてソ連案、カナダスウェーデン案及び

アメリカ案をもとにして進められた。

ソ連案の内容は従来の条約案とほぼ同じで、番組内容の規制、受信国の同意、国家責任等を、カナダ・スウェーデン案は前回の作業部会に提出されたもので、受信国の同意と参加、関係国間の協議等を、また、アメリカ案は情報の自由な流通、国際協力等を強調している。

(2) 代表的な見解の要旨を主な項目ごとに示すと次のとおりである。

ア 国家責任

(ア) 国は、直接放送を行うものが政府機関であるか否かにかかわらず、また、国が単独で行うか国際機関を通じて行うかにかかわらず、その活動に関して全責任を負う。直接放送は政府の管理下にある機関のみが行うことができる。

(イ) 直接放送が国際的な政府機関によって行われる場合は、国際機関とその構成国の双方がこの原則に従う責任を有する。

イ 事前の同意及び参加

(ア) 直接放送を行うには相手国の事前の同意を必要とする。同意を与える国はその支配下にある領域を放送区域とする他国の直接放送活動に参加する権利を有する。

(イ) 事前の同意が必要なのは、国家主権と内政不干渉の原則との関係においてである。

(ウ) 事前の同意の原則は、情報の自由な流通の基盤を覆い、受信国に拒否権を与え、

自国の国内放送制度を維持する国家主権を侵害する結果となる。

ウ スピル・オーバー

(ア) 不可避なスピル・オーバーに関して世界的な基準を設ける必要がある。

(イ) 直接放送が共同受信の段階にある限り、スピル・オーバーについては技術問題の処理
手続以外に法的な規制は必要でない。

(ウ) スピル・オーバーによって影響を受ける国は送信国に協議を求める権利を、また、送信
国は影響を受ける国と協議する義務を有する。

エ 番組内容

(ア) 国は直接放送の番組から有害な内容を排除する義務を有する。 (ソ連)

(イ) 同意及び参加の原則があれば番組内容に関する規定は不要である。 (独、スイス)

(ウ) 番組内容に関する制限は、国内放送制度を管理する国家主権を侵害する。

オ 放送の違法性

(ア) 受信国の同意なしに行われる外国向けの放送、排除されるべき内容を含む放送等
は違法であり、送信国の国際的な責任を生ずるものとみなす。違法な放送に
対しては、受信国は国際法で認められた措置を取ることができる。

(イ) 客観的な基準なしに違法性の概念を導入することは、むしろ国際紛争のもと
となる。客観的な基準を見出すことは、きわめて困難である。

カ 協議の義務及び権利

(ア) 直接放送により、他国に有害な混信や意図しないふく射を与えると信ずる理由を有する国は、事前に相手国と協議しなければならない。

(イ) ある国が他国の直接放送により技術的に不可避な限度をこえてふく射を受けっていると信ずる理由を有する場合には、関係国間で協議が行われなければならない。

(ウ) 事前の同意が拒否された場合には、送信国の要求により、関係国間の協議が行われなければならない。